

月例総会議事録

1 招集日時 令和8年3月17日（火）

2 開会日時及び場所

令和8年3月17日（火） 午後1時45分

防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B

3 閉会日時 令和8年3月17日（火） 午後2時40分

4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1番）池田 静枝 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広 （5番）原田 政祥
（7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （9番）松田 祥治 （10番）貞平 克己
（11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久
（15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（2名）

（2番）石川 眞平 （6番）倉重 俊則

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	砂田 智子
〃 書記	徳永 有華
〃 書記	福田 謙一郎

6 提出議案及び報告事案

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第15号 農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機構間契約）

議案第16号 農用地利用集積等促進計画案について（機構・受け手間契約）

議案第17号 農用地利用集積等促進計画案について（一括契約）

議案第18号 非農地判定について

報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第22号 農地法第18条（通知）

報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 24 号 許可取下申請について

報告第 25 号 農地所有適格法人報告書について

報告第 26 号 賃借情報

報告第 27 号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15 番 弘中ヨネ子委員

16 番 原田 道昭委員

午後 1 時 45 分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和 8 年 3 月の月例総会を開催いたします。

本日は、2 番、石川会員、6 番、倉重委員が欠席でございます。過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、15 番、弘中委員さん、16 番の原田委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入らせていただきます。

議案第 11 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の追加をお伝えします。

議案第 11 号の 13 が追加となっております。修正連絡表を御覧いただければと思います。

では、御説明いたします。議案書の 1 ページ、資料の 1 ページからです。

議案第 11 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。今回の申請は 13 件になります。目的については、所有権の移転が 12 件、使用貸借権の設定が 1 件です。

譲受理由は、相手方の要望によるものが 1 件、規模拡大が 6 件、新規就農が 4 件、代替地取得が 2 件です。

譲渡理由は、耕作困難が 9 件、高齢のためが 3 件、生前贈与が 1 件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第11号の1は、所有権移転の申請です。現地確認を事務局2名と原田委員と3月5日に行い、申請者への聞き取りを3月9日に行いましたので報告します。

現地は、資料1ページを御覧ください。

—————が通っており、——より北にあり、一番近い申請地は45mから一か所あります。一番遠いところで225mくらいのところにあります。

話を聞きましたのでお話しします。

譲渡人は、————5年前に農地を相続しましたが、——に住んでいて農地の管理ができないために農地を譲り渡したいと、帰省したときに近所の人に相談して探していた。以前より草刈りをお願いしていた譲受人と話がまとまり、譲り渡すとされた。譲受人は、家のすぐ近くの農地は管理してあげていたので、譲り受けることにしたということです。

6ページの営農計画書を御覧ください。

まずは、農地————と————は、水稻を作付予定、農地————、————、これは山の下で、なかなか重機も入らないようなところ です。————は、重機を入れたら農地にできるような状態です。でも、時間がかかるけど、できるところからやっていくという話をされていました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、木原です。議案第11号の2は、所有権移転の案件です。3月6日に現地確認及び調査をいたしました。

申請地の場所は、——の近くにあります。

申請地の現況は、トラクターを所有しているので、保全管理を今までしてきたということです。

譲受人については、地元ではありませんが、この地区でもかなり水稻を作付している大作り農家です。今回、第3条の許可基準該当表を基にチェックをいたしました。資料のとおりで、特に問題はないと判断をいたしました。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案11号の3は、生前贈与による所有権の移転の申請です。

現地調査は、私が1人で行いました。2月19日に行い、20日の日には申請者に話を聞きました。

現地は、資料11ページを御覧ください。

——の北、直線ですけども、100m、——のすぐそばにあります。

——があります。

現況は畑です。このうち約3分の2は造成されておりまして、上質の真砂が入っております。残りの3分の1が畑のまま残っております。広いほうを畑として栽培し、畑になつとるほうは柿とか、レモン等の柑橘類を植えたいというようなことでございます。

営農計画書では、取れた野菜がとれたて満菜に出すこともあるということを書いてありますけども、——に話を聞きましたところ、そういう動きは全くないということでありました。ちょっと出せるほどのものもできないだろうと思います。

それから、本畑は、すぐ隣が自宅になっておりまして、今回の所有権移転は、自宅がある宅地とこの畑を生前贈与で所有権移転するということだそうでございます。

御本人は、——に勤めておられまして、——の日には農作業等をするということですけども、親元がすぐ近くですので、親子でおやりになるのかなという感じはしております。

本件の処理については、税理士に相談されてこのような取扱いをされたということです。

ちょっと具体的な話をしますと、贈与とはいっても、実は相続でして、相続時精算課税制度という制度がありまして、贈与税の節税ができるということでもあります。

この制度を活用するには、贈与者が60歳以上の両親か祖父母、受けるほうが18歳以上の子か孫というように限定はされておりますけども、税務署に届け出れば、この制度が使えます。2,500万円の特別控除がありまして、とても贈与税がかかるようなことはないというようなことでござい

した。

ちなみに、相続人は—————
—————しておられます。そのほか、—————がおられるということで、———だそうです。このようなことでやっていけば、相続時がもめることがないというようなことで、この制度を活用されたということでもあります。あまり知られていないんじゃないかというふうに思いますけども、贈与税をかけずに相続を前倒しでやるということが出来るのがこの制度のようでございます。

過去には親のほうが百姓をされておったようでして、畑の一部にはハウスがありますけれども、そこには中型ですが、トラクターがあつたり、耕運機とか、あるいは管理機、さらには鍬とか、また農機具が置いてありますけども、そういったようなことで、溝掃除等も積極的に参加するというようなことはおっしゃってありました。

以上のようなことから、農地法第3条第2項各号については、許可要件を全て満たしているものと認められます。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。農地法第3条の議案11号の4は、所有権移転の申請です。現地確認を3月4日9時30分から、事務局お二人と藤井会長と私の4人で行いました。また、聞き取りを3月13日に行いましたので、その結果を御報告いたします。

場所は、—————から200m西のところにあります。お話を伺ったところ、—————に伴う代替地を探しておられ、当地所有の譲渡人は、牧草を作っておられましたが、事情を聞かれ手放され、譲受人は、この代替地が昔からの圃場近くにあり、今までどおり管理しやすいし、自宅の移転も既にあり、申請地は自宅から200mの距離と、近くになります。

農機具の保有状況、保管場所も適宜であり、御年齢も—————と若く、—————は今まで以上に—————で農業を楽しみたいと申されていました。子供さんも、—————、時々帰ってきて農業を手伝っておられる様子です。

農地法第3条第2項各号のうち、権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件については、必要な機械の所有の状況、農作業に従事するものや、既に取得している農地もきれいに管理されています。

第4号は、満たされています。

第5号の借地等の転貸禁止、6号の地域等の調和要件についても理解されています。

今回の申請地が牧草地となっていたので、1年間は水を入れたりして、よく土地を管理したその後に稲作をしたいとのことでした。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第11号の5は、使用貸借権設定の案件です。

申請地は、—————の位置にある約———の農地です。

現地確認及び関係者双方への聞き取り調査を工藤推進委員と、3月14日に行いました。

譲受人と譲渡人は、—————というお話でした。今回申請地を譲受人のほうからの申出で、引き継いで新規就農したいとの話がまとまって、今回申請に至ったという話です。

また、就農に際しては、譲渡人所有の農機具一式、倉庫を当面借用し、一連の水稻栽培に係る農作業もサポートを受けながら営農していくという計画です。

なお、農地法第3条第2項各号に係る許可要件につきましては、営農計画書のとおり確認しましたので、問題ないものと判断しております。

大変貴重な新規就農者であり、後継者になり得る人材というふうに考えていますので、地元としても精一杯応援したいというふうな考えを持っています。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、貞平です。議案11号の6、所有権移転の件です。現地確認を3月6日に事務局2名と木原小委員長と私でまいりました。

場所は、—————の間の、これ資料で言うと、29、30、31のほうがいいですね。31、

———です。

そして、今はこの———という譲渡人がおられまして、この方が今、———のほうへ耕作委任しておられたんですが、ここに公共道路、30ページを見てもらうと分かるんですが、斜めに線が入っていますね。川の北、上のほうで、ここには公共道路ができるんです。

これは32ページ、見てもらうと分かるんですが、ここに「防府市」と名前が出てあるところが道路になる拡張用地です。

そして、その南側の2筆を———が買われるという形です。———に確認したんですが、———は、今、———の隣で田んぼを持っておられたんですが、———のほうから、駐車場として売ってほしいということで、売られたそうです。

そして、———は、その農地がなくなったので、農地を探しておられたそうですが、———のこの場所が気に入って、そこが欲しいということで、話がまとまったわけです。

そして、———のほうは、今、急いでおられて、早く、現在持っておる農機具とかの作業場を造りたいという意向があるようです。

そして、今、農地法第3条第2項各号を確認しましたが、これについても間違いのないと思われますので、よろしく御審議をお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案11号の7は、所有権移転の申請です。現地確認につきましては、3月9日に実施しました。その後、本人と調査をしておりますので、報告します。

資料につきましては、27から30ページになります。

まず最初に、28ページです。

申請地は、———からすぐ南側にありまして、1種農地で、———という地区になります。

それから、申請地のすぐ上、———というところです。

次に、紙のページで29になります。現地の状況を説明します。

3筆ありまして、農地番号のこのうち———と、それから———につきましては、間のあぜが取り除かれておりまして、一枚の田になっております。

他の利用条件につきましては、一筆とも昨年まで稲作が行われておりました。この稲作につしまし

ては、譲受人とは別の方、譲渡人と別の耕作者が貸借契約で行っていましたが、これ譲渡人の強い要望で、中途の解約となっております。

この中途解約につきましては、1月の月例総会のときに報告ということで、12月の10日に合意解約ということで報告がされております。

中途解約の後、今回の所有権移転のお話は、譲渡人のほうから、今回の譲受人のほうにありまして、譲受人が承諾して、譲渡人の家で契約を2月の中旬に行ったという話がありました。

譲受人につきましては専業農家で、稲と野菜作りを継続して行っておる認定農業者ということで、度々月例総会の案件としても出てきておる方でございます。1月にも所有権移転の案件がありまして、このときも許可をしております。

30ページであります、営農計画書につきましては問題ないと判断しております。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、機械を保有して、労働も確保されておると、それから農地の全てを効率的に利用できると思います。

第4号の農作業常時従事要件についてと、第6号の地区との調和要件について問題なしと判断します。以上です。審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第11号の8番は、所有権移転の案件です。現地確認を3月6日、事務局の方2名と池田委員で行っております。

それから、譲受人とは、3月7日、私とは連絡が取れないということで、3月9日に代理人さんに話を伺っておりますので、報告します。

現地は、31ページから32ページ、—————100mぐらい真っすぐのところ、右手に位置します。

譲受人と譲渡人は、———の関係になります。譲渡人は、2年前に———から譲り受けられたそうですが、管理できないということで、今回、—————のほうに譲ることにされました。

譲受人の—————の話では、道が拡張されたのが、33ページなんですけど、今ちょっと黒く写っておるところが道なんですけど、拡張されたのが平成8年だそうです。それまでは、ここでお米を作っておられたとのことでした。その後は、———、———、ともに畑として、今も管理をされてい

ます。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、今までも畑として管理されており、問題ないものと思われます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、自宅のすぐそばということもあり、問題ないと思われます。

第5号の転貸禁止要件ですが、自らが管理されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、何ら問題なく、支障も生じていないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件全て満たしていると判断しております。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認されました。

続きまして、9番と13番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。35ページから始まります。議案第11号の9番は、所有権の移転です。現地確認を3月4日午前に事務局お二人と藤井会長と私の4人で確認し、また3月13日午後3時に聞き取りを兼ね、倉庫も見せていただきましたので、御報告いたします。

現地は、——より西に500mのところにあります。

資料の37ページを御覧ください。

譲渡人は、——。譲渡人からの田は、自宅の東側——と自宅北側の——の2か所あります。どちらも自宅に隣接しています。この地に栗の木を植え、将来栗の観光農園を楽しめる場所にしたいとのことです。

倉庫には草刈り機などがありました。ハンマーモアは、今、修理に出しているそうです。倉庫は、随分大きな倉庫でした。現在、家族で——に住んでおられますが、——のこの自宅にもよく来られるそうです。庭の手入れは、庭師さんにお願いされている様子でした。

農地法第3条第2項各号のうちの権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、全ての申請地に成長が早く利用価値のある栗をと意気込んでおられました。手入れも1人でやり、友達や知り合いなど、忙しいときは手伝っていただけるとのことです。

第4号、第5号、第6号は、問題ありません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

それから、議案11号の13は、所有権の移転です。これは、譲受人が一緒の方ですので、併せて発表いたします。先ほど9番でお話ししました譲受人です。譲渡人は違う方ですが、――――

申請場所は、別紙のとおり、――――で、譲受人の自宅南に隣接している田に栗を5本植樹したいとおっしゃっていました。もう一軒の自宅には、貸別荘があり、栗などの収穫体験などを楽しめる場所にしたいため、桃栗3年と言われるように、短期間で収穫のできる栗を植えたいそうです。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。
〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、13番、承認されました。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第11号の10は、所有権移転の申請です。

資料は39ページから42ページを御覧ください。

現地確認を3月5日に事務局2名と熊安委員と私で行いました。

申請者への聞き取りを譲受人に3月11日、譲渡人に3月12日に行いました。

申請地は、――――から南西に約800mのところにあります。

譲渡人は、――――したものの、――――、管理することが困難であるため、譲り渡すことにしました。

譲受人は、今回の農地周辺を耕作しており、経営の拡大を考えていたところ、今回の農地の話があり、引き受けることにしたそうです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件について、耕作状況は問題ありませんが、――――で違反転用が見られます。これに関しては、このたびの3月議案と4月議案で是正の申請がでると、事務局から聞いております。

第4号の農作業常時従事要件は、自宅から車で通う距離であるため、問題ないと思われます。

第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので、転貸禁止要件は該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確

保には支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認されました。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、貞平です。11号の11は、所有権移転の案件です。現地は、3月6日に事務局2名と木原小委員長と私で参りました。

場所は、———で、———と言われるところですが、56ページになっておりますが、家がかなり密集しているところです。

そして、その後、現地確認の後、今度新しく買われる———のところへ電話で確認しました。———は新規就農になるんですが、自分の隣の敷地であり、畑として自分でやりたいというようなことをおっしゃっておりました。

そして、営農計画を見ても分かるんですが、野菜、果樹を植えるというようなことで、ミカン、イチジク等の果実も植えたいと、機械を持っていないそうですが、自分で後、買われるというようなことをおっしゃっておりました。

そして、———のことをちょっと確認したんですが、———は、その畑のすぐ上のほうの敷地に家がありまして、これは長い間住んでいらっしゃらないというお話で、———も———のほうに住んでおられて、今は全然こちらにおられることはないという話を聞いております。

そして、第3条の第2項の許可要件ですが、第1号は、オーケー、第4号も、これは自分でやられるということでいいと思います。

第6号については、まだ今から農機具を自分で買われるという話があつて、狭いところですから、自分でやれるんだろうと思っております。皆さんの御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、承認されました。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第11号の12は、耕作困難者が新規就農者に譲り渡す農地法第3条の案件で、場所は、——から——を西へ500mぐらい行ったところで、現地確認を3月5日に事務局2名と原田委員と私の4名で行いました。

また、6日に代理人の行政書士と譲受人に電話で聞き取りを行いました。譲渡人には電話が通じず、話を聞くことができませんでした。この譲渡人、約2年前に相談を受けておりまして、議案書のこれ49ページになると思うんですが、説明しますと、上に道があるんですが、これが——、その下に——というのがあるんですが、これが今回譲渡人の宅地で、家はその当時ありました。まだ家が建っておりまして。

当時は、今回の申請地の左に——というのがありますが、この方が耕作をされとったんですが、もう2年前に——辞めるということで、その耕作放棄地に一応なったんですが、年2回ぐらい草刈りは行われておりました。

この今回の——というのは、ほかに誰も耕作に、この土地に行くことができないんですね。宅地があったり、——とか、これは空き家です。この畑を耕作するには、この——の方しか耕作ができませんということでした。

しかし、その後、今、——と書いてあるところですが、これ家を解体をされまして、更地にされて、売り土地の看板を立てたと。そうすると、今回の譲受人が、その看板を見て、購入を申し出たんですが、ついでに——のこの畑も買ってくれと、ほかに買う人がおらんで買ってくれということで、今回こういうことに、売買が成立するということになりました。

今回の譲受人は、新規就農ということになっておりますが、この畑というのは、実際には4m四方ぐらいしかないんですね。くわぐらいでほとんど耕作可能と、新規就農といっても、自分のところで食べる野菜を作るというのが主な目的になっております。

この方は、新規就農ということになつてらるんですが、——は、この街道筋に住んでおられまして、——をされておる方です。

農機具もたくさん持つとということで、畑の作り方も教えてもらえるということから、農地法第3条の第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、特段問題になるようなことはございません。皆様方の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、承認されました。

続きまして、議案第12号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は51ページからになります。

議案第12号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。

今回提出された件数は1件で、転用目的は、ヤギの飼育場が1件です。

申請番号1は、ヤギの飼育場です。資料は51ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 2番の石川さんは、本日仕事の都合で出席できないと連絡がありましたので、1番の池田が代わりに報告の内容を読ませていただきます。

議案第12号の1は、申請人が転用してヤギの牧場を造りたいという申請です。3月5日に事務局2人と私と、それから松永委員と、そして石川委員ですね。現地を確認しました。

また、3月15日に申請人と話しました。その結果を報告いたします。

現地は、—————の南側にあります。

申請人は、ヤギを2頭、草の管理のため、柵を造って放したそうです。

しかし、牧場に当たるので、転用が必要という指摘を受けたため、今回申請しました。地域の癒やしにもなっていると思います。

なお、この農地は、水が引きにくく、水田としても畑としても使えないということです。ヤギを増やす予定はありません。皆様の御審議をよろしくお願いしますという内容でした。

先ほど松永委員から御指摘がありました、議案第11号の10番の件に関連するところです。

私も見させていただきまして、ヤギが2頭でしたので、ぜいたくなヤギかなと思いましたが、石川さんがお聞きになったように、やっぱり水がはけなくて、水田にとか、畑に向かないという話でした。

具体的には、私もちょっと分かりにくいんですけど、一応、石川委員はこのように述べておられますので、以上で報告を終わります。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。この案件については、この関係者というか—————というか、今までも違反転用が見受けられるんですが、ここも違反転用という形でしょうか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 違反転用ということで、始末書をいただいております。

○4番 ということは、何回も繰り返されているんですよ。恐らく、意図的なところを感じるというか、昨年、自分も現地を見ていまして、もう完全に動物園にしている感じなんです。中に構造物とか小屋

とか、柵だけじゃなくて。

だから、そういうことを、ただ始末書だけでいいのかと、もっと制約をつけてほしいと、そういうことを繰り返されるということは問題があるわけですから、そこをちょっと事務局のほうで何か検討していただきたいと思っているんですけど。

○事務局 この———に関しては、今回に関しては、おっしゃるとおり、去年から引き続きというところがあったので、このたびお受けはしているんですけども、4月の議案で、しっかり是正をされた後、もし次に第3条が出てきたときに、ほかに何か違反転用があるようでしたら、そのときは、ちょっと第3条を受け付けられませんよというところは念押しさせていただこうと考えております。以上です。

○藤井会長 いかがですか。

○4番 それに加えて、例えば誓約書なり、形として残す方向も検討されたらどうかというふうに考えています。以上です。

○藤井会長 事務局は、誓約書なんかを請求できますかね。

○事務局 そうですね。これまでも誓約書を書いていただいた方がいらっしゃいますので、検討をさせていただきます。

今まで始末書をこの5年ぐらいで出された方のリストというのを今作ることにしておりますので、そういった方については、まずこういった以前のことがあるので、第3条なりのお手続をされるときには、もうこれ以上は無理ですよという御説明は、今後はさせていただこうと思っております。

○藤井会長 委員会としては、なるべく厳密に対応できるようには今後努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○5番 5番、原田です。さっき放牧地になるから、転用という説明がありましたけど、放牧地っていういろいろなタイプがあると思うんですよ。どの程度なら今の転用になるのか、単純に牛を放して、そこで飼っているという状況が放牧地というのであれば、全部係るだろうし、その辺の定義みたいなのをちょっと聞かせていただけると。

○藤井会長 事務局、何か説明できることがありますか。

○事務局 一応除草目的かどうかということで、一つ判断材料としております。なので、ヤギであつたりとか、放して雑草を食べてもらうというような形であれば、転用とは見なさない。

ただ、そこで飼育、要は今回のケースとかでも、中に遊具なども設置しておるような状態でしたので、その中で飼育して育てているような状態ということで、そういったもの、飼育メインということであれば、転用の必要があるのではということで判断しております。

○藤井会長 それって何か厳密に示されたものってあるんですかね。例えば、ヤギの放牧なんかは、1

年周期で3か所ぐらい回って除草といえ、それで済むわけだね。草を食わすために放しておるんだと言って、ぐるっと一周して回って戻ってくるような周期だったら、これは放牧の可能性も否定できんわけだね。

○1番 ヤギでも、クロヤギさんです。白いヤギじゃない。私も現地を見させてもらいまして、先ほど関谷委員がおっしゃったように、やっぱり中央に高い、何かちょっと滑り台みたいな感じのものが置いてあって、景観を眺めるような、ヤギはそこまで上がらないと思うんですね。

だから、景観を眺めるような感じにしてあったり、その周辺にヤギ小屋も置いてありました。はっきり言えるのが、何牧場だったかな。何とか牧場って、看板がきちんと掲げてあるんですね。私も白いヤギを想像していたら、クロヤギが人懐っこく、2頭飼ってあって、本当きれいな看板が、ヤギ牧場じゃけど、ちょっと覚えていなかったんですけど、看板がきれいなのがかけてありました。

だから、見るからに、ああ、もう除草だけじゃないなという感じで、側から指摘されたんじゃないかと思います。

○藤井会長 ありがとうございます。ヤギに関して言えば、——にも1件同じような事例がありますし、馬に関して言えば、—————のところにも馬を飼っておられる方があって、あれは転用されるんですけど、それだって2か所を行ったり来たりしているから、除草と言えんこともないんで、ちょっとその辺のところを事務局しっかり、ほかの事例も含めて検討してみてもいいから説明していただいて、この委員会としても方向性をしっかり出したいと思いますので、ちょっと検討させてください。

また、皆さんに事例を説明させていただきますので、今回の件は明らかに飼育ということになったということです。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。1番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、議案第13号と一部14号と関連がありますので、議案第13号、14号、一括して、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正をお伝えいたします。

議案第13号の1と議案第14号の1及び2は関連議案となりますので、資料を一括としておりますが、議案第13号の1、議案第14号の2の面積が修正となっております。

それでは、御説明いたします。

議案書は5ページ、資料は57ページからになります。

議案第13号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は7件です。

転用事由の内訳は、建売住宅が1件、太陽光発電設備が3件、駐車場兼資材置場が1件、資材置場が1件、墓地駐車場が1件です。

申請番号1は、建売住宅、議案第14号の申請番号1及び2は農地法第5条事業計画変更についてで、建売住宅の計画変更と事業の承継です。資料は57ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積3.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

申請番号2は、太陽光発電設備です。資料は63ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、———から北東に約290mに位置する規則第43条第2号に該当する農地で第2種農地です。地域計画変更申請中です。

申請番号3は、太陽光発電設備です。資料は71ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、———から南東に約410mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で第2種農地です。

申請番号4は、駐車場・資材置場です。資料は79ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積3.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。地域計画変更申請中です。

申請番号5は、太陽光発電設備です。資料は85ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積3.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

申請番号6は、資材置場です。資料は93ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積5.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

申請番号7は、墓地駐車場です。資料は93ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積5.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断いたします。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、議案第14号の1について、まず地元委員さん、説明していただきます。

○7番 7番の木原です。一緒じゃなくて、別々ですか。

○藤井会長 14号を説明していただいて、13号の1に、一括していただいても結構ですから。

○7番 あっ、そうですか。事業計画の変更について、全体で——区画のところを、そのうち一区画業者が変わるということで、区画の変更と販売者の変更になります。それに伴い、第5条については、不動産会社とハウスメーカーとの売買になります。3月6日に事務局と原田委員とで現地確認をいたしました。

申請地の場所は、————の東側のすぐ近くにあります。

申請地は、————に転用の許可を得て開発をいたしました但、完売には至っておらず、日頃から付き合ひのある譲受人が販売を手がけることになったということです。以上で報告を終わります。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

まず、議案第14号の1、2番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第14号の1番、2番、承認されました。

続きまして、議案第13号の1番につきまして、採決をいたします。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、議案第13号の2番、3番、一括して上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第13号の2と3の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電設備に転用したいという申出です。2件とも譲受人が同じなので、同時に進行していきます。

現地確認を3月5日に事務局2名と原田委員とで行い、3月9日に譲渡人と譲受人、————に聞き取りを行いましたので、報告します。

議案第13号の2は、資料の63ページから65ページを御覧ください。

農地の種別は、第2種農地で、————から北東に約200mのところに位置しております。

議案第13号の3は、資料71ページから73ページを御覧ください。

農地の種別は、第2種農地で、————から南東に約410mのところに位置しております。

先に13号の2のほうは、譲渡人は、一から農地を相続しましたが、維持管理に困っていて、農地の周りが太陽光発電になってきたので、いろんな業者と話合いをした結果、譲受人と話がまとまったとのことです。

それと、13号の3は、譲渡人は、後継者もおらず、維持管理に困っていて、自分の田んぼの近くには太陽光発電が設定され始めたので、自分も業者を探してみることにした。このたび、条件に合ったので、話がまとまったとのことです。

事業計画書並びに被害防除計画書の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺農地等に係る営

農条件に障害を生じるおそれもないと思いますので、転用やむを得ないと考えます。皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。では、ちょっと私から教えてほしいことがあるので、73ページの図ですけれども、申請書のほうに————とあるんですけど、これ何なんですか。

○15番 あれ名前だけ残ってるんですね。

○藤井会長 何か分かる。どういった組織なんですかね。

○15番 昔の名前で、私たちも、よう分からんですね。

○藤井会長 これは個人の所有じゃないということですよ。

○15番 それで、その土地は、もう草が生えて、草刈りもされた状態じゃないです。そのところだけ。

○藤井会長 分かりました。何か分かったら、また教えてください。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。2番、3番、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第13号の4は、譲渡人の農地を譲受人が資材置場として譲り受け、転用したいという申請です。

資料は、79ページから84ページを御覧ください。

現地確認を3月5日に事務局2名と熊安委員と私で、現地確認を行いました。

申請者への聞き取りを譲受人に3月11日、譲渡人に3月13日に行いました。

申請地は、————から北に約100mの場所にあります。

譲渡人は、——に住んでおり、管理に困っていたそうです。譲受人は、————をしており、資材置場が手狭となり、探していたため、申請地を譲り受けることになりました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

資料79ページにあるとおり、第2種農地です。

一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案13号の5は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電として譲り受け、転用したいという申請です。

資料は、85ページから92ページを御覧ください。

申請地は、——から南西に約140mのところにあります。

3月5日に事務局2名と熊安委員と私で、現地確認を行いました。

申請者への聞き取りを譲受人に3月11日、譲渡人に3月14日から15日にかけて行いました。

譲渡人は、——に住んでおり、管理に困っていたそうです。譲受人は、——をされており、このたび、この土地を太陽光発電設置のために申請地を譲り受けることになりました。

3月14日に——で、周辺の住民への説明会がありました。

草刈りは、最低年に2回は行うとのことです。周辺に迷惑のないようにしっかりと対応していくよう伝えたということで、承諾されました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

資料85ページにあるとおり、第2種農地です。周辺農地の所有者や自治会にも説明済みで、説明上は問題ないと思われます。

また、代替地もなく、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

では、私のほうからちょっとお聞きしたいんですけども、86ページの地図なんですよ。ここの地区って、今、——いますよね。この道より上のほうは、これ——の対象地区じゃないんですか。上は全然。

あの道より下だけですか。

○12番 下のほうからです。こっち側は資材置場に、この前のときも。

○藤井会長 いや、今回の申請地の下の辺は、ずっと広大な農地が広がってるんでね。

○12番 それから下は広大な土地がありますが、その今のちょっとところまでは、もう資材置場が入っていたり、大きなあれがあったり、とにかく大きな車が入れるような土地は、農地はないですね。

○藤井会長 そうですか。今回の申請地で許可を出したら、その上が分断されて、これ完全にあれですよ。孤立した集団になってしまうから、もともと2種農地だから、それ以下はないんだろうけれど

も。

○12番 そんなに大きな広い農地というのがないです、この辺り。車も入れるような土地はないです。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。議案第13号の6は、譲受人の方が譲り受け、資材置場に転用したいという案件です。3月5日に事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で現地確認をいたしました。

関係者への聞き取りを3月13日に行いましたので、調査報告をいたします。

現地は、資料の93ページを御覧ください。

—————の南方にあります。入り口が非常に分かりづらくて、この「議案第13号の6」と書いてあります「の」の字の左側のあたり、そこからこう入っていきます。

行き止まりに空き家がございまして、その空き家と手前の田の持ち主さんが一緒です。持ち主さんの方は、—————。本当は空き家と—————m²のこの田をセットで売りたいかったそうですが、買手がつかずに、このたび、田のみ、—————をされている譲受人が購入されることになりました。この譲受人の方は、地元の方で、知り合いばかりなので、迷惑はかけないよう十分気をつけますとのこと。この辺りは住宅街であり、道路も狭く、景観等も害さないように、近所の方への配慮も重ねてお願いいたしました。

また、司法書士さんにも、その旨伝えました。

93ページにありますように、いずれの法令にも該当しない第2種農地です。以上でございます。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第13号の7は、所有権の移転です。今まで借りていた—————の駐車場が持ち主の都合で使えなくなったため、代わりの駐車場にする土地が必要になり、今ま

での駐車場の一段下にある2筆の田を譲り受けて、新しく駐車場にしたいとの申請です。

現地確認を3月4日午前に事務局お二人と松永さん、私の4人で行い、また3月13日に電話での双方の聞き取りと行政書士さんにもお話を伺いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、————を山口方面に向かって左に行くと、————
————に入った右手の山沿いにあります。

————の譲受人が交渉され、2筆の田を譲り渡されることになりました。この2筆の持ち主は————であり、————、408m²が————のほうで、————、459m²は————で、————からは、田には何も植栽がなく、現時点では大層荒れています。本当山林化したらいいような、そんなもうすごく荒れていました。ここを整地して————駐車場にするために、申請地を転用しようというものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の99ページにありますように、この農地区分は、第2種農地、集団農地面積3.6ha、いずれの法令にも該当しない農地です。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当するものと判断いたします。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

続きまして、議案第14号の3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案第14号の3の許可申請は、————に申請のあった一時転用について、1年間の期間延長をしたいという申請です。現地確認を事務局2名及び末廣委員と、3月5日に行いました。

また、借受人にも、3月6日に電話にて聞き取りを行いましたので、それらの結果について報告をいたします。

現地は、資料105、106ページのとおり、————と————の交わる場所、通称、————というところなのですが、このすぐ南側に隣接している農地です。

令和6年の3月より、————の修繕工事に伴う作業ヤードとして一時転用がされており、当初の予定では、令和8年3月までとなっておりましたが、今回1年間の延長ということで、

令和9年3月までの転用ということになります。

当初予定より、工事の区域が変更になったと、要は追加になったというような話と、それと実際に——の構造というんですか、たたいてチェックしていかないと、どの程度の修繕が必要かというのがなかなか分かりづらいということで、その辺の見通しが狂ったということを理由に言われておりました。できるだけ早く終わらせるようにということで、現場の責任者は、今年の12月までには何とか終わるように工事を進めるといふふうに言っておりました。一応やむを得ないというふうに判断をいたします。皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14号の3番、承認されました。

続きまして、議案第15号から17号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は10ページからです。

議案第15号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）について、議案第16号は、農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。

議案第15号・16号につきましては、県で公告予定の利用権設定が15件になります。農地の集積面積は3万1,314m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が15件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第15号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第16号によって貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は22ページからです。

議案第17号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和8年4月24日公告予定の利用権設定が3件提出されています。

この件の農地の集積面積は1万2,570m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が3件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。関連する委員さんがおいでですけれども、今回は退席を求めずに、そのまま進めさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。御意見のある方、御質問のある方、お願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。

順番に行きます。議案第15号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15号、承認されました。

続きまして、16号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、16号、承認されました。

続きまして、17号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、17号、承認されました。

続きまして、議案第18号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は24ページ、資料は113ページからになります。

議案第18号は、非農地判断についてです。

今回提出された件数は1件で、10筆6,293m²です。

申請番号1は、——の農地です。

現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、貞平です。昨年の12月8日に私と木原委員と事務局で現地調査を行いました。

対象となる農地は、島の北側と南東側で、いずれも山林化している一帯になります。

1と2があるんですが、今回の対象地はいずれも山の中、既に雑木、竹が繁殖し、森林の形態を呈しており、周囲の山林と一体化している状況でありました。農地に復元するためには、物質的な条件整備が著しく困難な状況である。ついては、非農地と判断することが適当であると考えます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○13番 この——の非農地のこととちょっと外れると思いますけど、ここの——にはイノシシとか出るのでしょうか。ちょっとそれ心配なんですけど。

○事務局 基本的には、あまり野生の動物がいるというのは、聞いたことはないですね。

○13番 安心しました。ありがとうございました。

○藤井会長 はい。ほかに何かございますか。どうぞ。

○4番 すみません。4番、関谷です。—————ですけど、これは、この一帯が全体的に山林化されているという判断でしょうか。

○事務局 そうですね。タブレットで言うと、162ページの位置図を見ていただいたら、——、——、———を作られていらっしゃる方が、ずっとこの辺りを管理されていらっしゃるんですけども、今回この———というのが———なのですが、ここを確認に行くために、この農地を、山をずっと入っていくに当たって、もう草が絡み合って、前に進めないような状態で、管理に来られているとは言えない状態でした。

もうその草をのけてのけて、一生懸命前に進むというような状況で、昨年まで行ったときは、本当にきれいに下を刈って、道がすごくきれいに管理されていた状態だったんですけども、もうこの3筆を管理されていらっしゃる方が———で、この奥にはもう入っていけないということなので、今回非農地ということにさせていただくことになりました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第18号、承認されました。

以上で、議案審議は閉じます。

報告事項が20号から27号までございます。目を通していただいて、何か御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上で閉じたいと思います。御協力ありがとうございます。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 3月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員